

議会運営委員会記録

令和3年2月17日(水)

開議 10 時 00 分

閉議 12 時 43 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年3月浜田市議会定例会議について →了承

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第6弾】(案)について

資料1-1

(2) 令和3年3月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について 資料1-2、1-3

・ 請願文書表(案)

資料1-4

(3) 令和3年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1-5

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

資料1-6

(5) その他

2 令和3年3月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱について

資料2

(1) 陳情付託先案について →全て案のとおり付託

3 自由討議の検討について

(1) 提出された意見等について

資料3

→事務局で現状に合致した要領案を作成して次回提示する。

自由討議の定義・目的を明確にする

4 予算決算委員会の在り方について

(1) 提出された意見等について

資料4

ア 3月定例会議の予算審査から行うこと

- 窓口質問を控えること個人一般質問にならないよう会派で共有
- 要望を伝えることは控え、質疑をするように会派で共有
- 補正予算審査では挙手した議員のみが質疑可能とする。そのためこれまで行っていた費目ごとの質疑終了後、挙手のない委員から1件のみの発言を許可しない。
- 予算審査では、通告した委員のみが質疑可能とする。そのためこれまで認めていた通告書を提出していない委員、その委員会で1つも通告しない委員の発言はできない

イ 今後検討する事項

- 超党はまだ及び西村議員からの提案事項

5 その他

(1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

資料5

【対象】ア 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合

イ 浜田地区広域行政組合

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

(2) その他

- 会議規則と委員会条例の一部改正。3月17日の定例会議最終日に議会運営委員会提案。欠席の事由について改正する。
- 次回の議会運営委員会は。令和3年3月1日（月）個人一般質問終了後
 - ・追加提案について
 - ・陳情審査について
 - ・自由討議について
 - ・予算決算審査の在り方について

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

笹田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進める。
まず机に配付されている書類は、購入を希望された議員への予算書及び説明資料である。
では議題に入る。

1 令和3年3月浜田市議会定例会議について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第6弾】（案）について

笹田委員長 総務部長。
総務部長 （以下、資料をもとに説明）
笹田委員長 ただいまの説明について委員から質疑はあるか。
牛尾委員 2-1について。2月5日の説明の区分けより表面が変わっている。2月5日では20万円以上50万円未満と50万円以上という区分けだったが、ここでは消えている。どのように理解したらよいか。
総務部長 2月5日の内容と変わってないと思う。
牛尾委員 20%以上減少したとしか書いてない。2月5日は20から50未満、50以上が幾らと分けてあったので、ここだけの表記だとそれが読み取れない。
総務部長 失礼した。書き方が言葉足らずだった。減少幅によるエリアによる金額は、あのときにご説明したものと同じである。
笹田委員長 ほかにあるか。
（「なし」という声あり）

(2) 令和3年3月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

笹田委員長 付議事件について、総務部長。
総務部長 （以下、資料をもとに説明）
笹田委員長 続いて付託先について、事務局長。
古森局長 （以下、資料をもとに説明）
笹田委員長 ただいまの説明について委員から質疑はあるか。
（「なし」という声あり）

(3) 令和3年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

笹田委員長 会議予定について、事務局長。
古森局長 （以下、資料をもとに説明）
笹田委員長 ただいまの説明について委員から質疑はあるか。
（「なし」という声あり）

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

笹田委員長
古森局長
笹田委員長

事務局長。
(以下、資料をもとに説明)
ただいまの説明について委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(5) その他

笹田委員長
総務部長

執行部から何かあるか。総務部長。
先ほど支援策第6弾について説明したが、これらの多くが令和2年度の11号補正、あるいは令和3年度の当初予算編成後に制度設計を詰めたものがある。そのため、今回の定例会議中に補正予算の追加提案をさせていただければと思っている。大変恐縮だがよろしくお願ひする。

笹田委員長

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。
(「なし」という声あり)
では執行部はここで退席されて構わない。暫時休憩する。再開は10時55分とする。次は陳情の付託についてなので、それぞれ意見を求めるのでよろしくお願ひする。

《 執行部退席 》
〔 10時 45分 休憩 〕
〔 10時 55分 再開 〕

2 令和3年3月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱について

(1) 陳情付託先案について

笹田委員長

本日は陳情審査ではない。提出された陳情を付託するか配付するかを決める。では陳情書取扱基準に沿って基準に該当すると認められるものは審査を行わず、定例会議初日に全議員にその写しを配付することとしている。今回の提出件数は19件だった。では1件ずつ確認していきたい。事務局長。

古森局長

昨日、陳情者から要望が1件あったのでお伝えしておく。
今回の19件の陳情については陳情者個人の陳情ではなく、陳情に名前を出したくない方がたくさんおられるので、そのかわりに言ってもらおうとしている人が増えている状況の中で陳情していることであること。そういった要望のある方の話を聞いた上で納得して陳情者の意見として陳情していることをご理解いただいた上で審査をお願ひしたいと、電話で通達があったことを報告しておく。

笹田委員長

では陳情番号175番「懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について」はいかがか、ご意見はあるか。
(「なし」という声あり)
ないようなので審査したい。付託先については総務文教委員会に

お願いする。

176番「飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、総務文教委員会に付託したい。

177番「スキー事故の進展の報告を求める陳情について」ご意見はあるか。

岡本委員

違和感があるので申し述べたい。スキー事故に関してはこれまでもずっと報告を受けているが、その後にもまだ展開があるのか。議会としてこのような陳情を受けて、聞いていくことが正しいのか。これをもって何をしたいのかが見えない。進展の報告を受けて、こういう事例が出たからそれについて再度協議してほしいというようなことが見えるならともかく、何もない中で重箱の隅をつついて何か問題を起こすようにも見える。私はすぐわないように思っている。皆がどう思っているかはわからないが。

笹田委員長

岡本委員にお聞きするが、この取り扱い基準の1から10までのうち、どれに該当するとお考えか。

岡本委員

少し時間が欲しい。

笹田委員長

はい。

岡本委員

これは個人の話で、怪我をされた人のことがまたクローズアップされるわけなので、いかがなものか。つまり2番に該当すると考える。

笹田委員長

岡本委員からは2番に該当するとの意見が出たが、ほかの方からは、それに対するご意見はあるか。

道下委員

当初から事故については当事者からも意見を聞いている。非常に重い案件だった。進捗状況や経緯が途中から全くわからない状況の中、どの程度の進展があるのか、経緯報告はいただいてもよいと私は思っている。

笹田委員長

つまり2番に該当はせず、審査すべきということでよいか。

道下委員

はい。

笹田委員長

そのほかに意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ではここで決をとりたい。陳情177番については委員会付託すべきだということに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手多数のため、委員会に付託したい。付託先は総務文教委員会をお願いする。

178番「文書管理の厳格化を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これも委員会付託したい。総務文教委員会でお願います。

179番「ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これも総務文教委員会に付託する。

180番「スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これも総務文教委員会に付託する。

181番「市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これも総務文教委員会に付託する。

182番「SNSの積極的な活用を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これも総務文教委員会に付託する。

183番「市民に有効な凍結災害防止対策検討を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

これについては、福祉環境委員会に付託する。

184番「豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

185番「新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

186番「雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

187番「海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

188番「自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

189番「市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

190番「指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

191番「雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

192番「どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、産業建設委員会に付託する。

193番「陳情の推進に関する陳情について」ご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これについては議会運営委員会で審査したい。

全ての陳情について意見陳述の希望が出されているので、ルールにのっとって陳述をしていただきたい。

それと、議会運営委員会についても付託が1件決まったが、ほかの常任委員会では最初に意見陳述を聞くことになっている。議会運営委員会に関しては、予算の補正や追加議案等が終わった後に審査したいと思うが、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのように行いたい。事務局もそれでよいか。

(「はい」という声あり)

3 自由討議の検討について

(1) 提出された意見等について

笹田委員長

最初に各会派から提出された意見について、補足説明があればお願いします。補足説明後に質疑があればお願いします。その後事務局が要領案の確認事項について説明する。それを受けて要領案の検討に入る。

要領の検討は、要領案の1条から確認し、各条文に変更が必要かについてご意見をいただきたい。全部で8条まであるのでよろしくお願いします。

三浦委員

まず、各会派から提出された意見の補足説明をお願いします。山水海から補足説明はあるか。

書いてあるとおりののだが、テーマを明確にしないとやはり自由討議はなかなか進まないのではないかとということを経験した。これからお話がある要領について、少しテーマを明確にしたほうがよいのではないかとこの部分についても、併せて協議していただければ。2番目についてはそのままである。

笹田委員長
澁谷委員

では創風会、澁谷委員。

自由討議は浜田市議会の課題ということで、昨年にかき市と加東市、福知山市、三次市の各議会から説明を受けた。ただ、いま一つこれが完璧だということが理解できないというか、真庭市に行って政策討論会の話聞いたときには、こういう形にすれば一歩踏み出せる気がしたのだが、自由討議についてはどこの議会もまだ試行錯誤を重ねておられる感じで。やるとしたらこういうものかという意見を会派で話し合ってまとめた。

笹田委員長
岡本委員

では未来、岡本委員。

他市の要領を拝見したところ、討論に対する動議や発議については二人以上という形になっているが1人でもよいのではないかとこの観点を持っている。

自由討議の時間について取り上げている市があったので、これも時間は30分でよいではないかという意見が出た。ただし、委員長もしくは議長の判断から時間を延ばすことができる形であってもよいのではとまとめた。

笹田委員長
芦谷委員

自由討議のあり方については意見交換の中でまたお話ししたいと思うが、論点を明確に出すということもあった。

超党はまだ、芦谷委員。

記載のとおりだが、機能するように。委員会主義なので委員会の機能を発揮すること。もう一つは、会派代表によってさらに合意づくりについて全体のものになるよう深めるということ。さらに議会運営委員会でも自由討議の合意づくりを、段階を踏みながら民主的に、24人の総意が出るように。

笹田委員長
柳楽委員

公明クラブ、柳楽委員。

現状では発議または動議は2名以上となっていたと思うが、よりそれに対してやったほうがよいという意見が多い形で、何でもかんでも取り上げる形にはならないようにしたほうがよいのでは、という意見だった。

笹田委員長

オブザーバーの議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、事務局から説明をお願いします。

近重書記

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

では要領案の検討に入りたい。各条を確認し追加・変更などのご意見があれば挙手の上、発言をお願いしたい。

第1条の趣旨について。これは基本条例に定められているので実施に関して必要な事項を定めるということだが、こちらはこれでよいか。

(「異議なし」という声あり)

では第2条について。「自由討議は問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会及び全員協議会において実施する」とあるが、先ほど資料3-1の3ページにあったように、対象の会議についてご意見があれば願います。目的と実施する対象の会場について、本会議場、委員会、全員協議会などがあるが、こちらの条例に書かれているところでよいかどうか。いかがか。

岡本委員

この場で発言したほうがよいのか迷っている。この前、自由討議のあり方についてお話しさせてもらったのだが、本会議場で討論すること、全員協議会で討議すること、それから各委員会で討議するところにおいて議案が出てくる。議案について全員が意見がないから賛成でよいというのではなく、賛成する上でも、こういうところは反対の観点が自分にはあるのだという発言もあってよいだろうと思う。そういうことを受けて本会議の最後で、反対討論に対する賛成討論がある。それからここ何度かあるが、反対討論もないのに賛成討論があることについて、私は違和感がある。

各委員会において委員の考えがそこに表明されれば、賛成討論の意味の中に反対する意図も見えるわけで、そういうところに自由討議という位置づけを展開させるべきではないかと思っている。そうしないと、本会議場でいきなり賛成討論で反対のことが出て、なかなか理解に苦しむし、委員会で協議されたものが本会議場に出てくるのだから、その部分で自由討議を考えていただきたい。

笹田委員長

岡本委員の話は第3条で取り扱いたい。まず第2条、会議の実施場所についてご意見をいただきたい。本会議、委員会及び全員協議会というところは、このままでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではこのままでよいとする。

では第3条、自由討議の議題について。先ほど岡本委員からご意見があった。それに対してご意見はあるか。「自由討議の議題は本会議及び委員会にあっては、議員または市長が提出する議案及び市民が提出する請願または陳情とし、全員協議会にあっては自由討議にすべき重要な課題とする」というのが議題の内容になっている。

要するに、今自由討議の議題は議案と陳情・請願、あとは全員協

議会に上がる自由討議に付すべき重要な課題ということで次の第4条に絡んでくるのだが、そういった議題でやることが書かれている。その議題について、何かしら意見があればお願いします。

川上副委員長

議案及び市民が提出する請願または陳情となっているが、実際に委員会では、委員会にかかわる重要な問題であった場合は自由討議の場に上げてよい気がする。

笹田委員長

今の意見としては、市長が提出する議案、市民が提出する請願・陳情だけではなく、委員会においても重要な課題については題材とすべき、という意見でよいか。

川上副委員長

はい。

笹田委員長

そのほか。澁谷委員。

澁谷委員

岡本委員が言われた内容に、よくわからない点がある。委員長が仕切るときにどういう形でさばいてよいのか、まだわからない。委員会で皆が腹入れできればよいが、できない場合はどう運営すればよいのか。

岡本委員

委員会で議案の採決を求める前に、何か意見はないかと聞いて、なければそのまま進める流れを、委員会においての議案、請願、そのものについておのおのが意見を述べることをやるべきではないか。そうすればその中に、展開上で自由討議に発展する要素もあるだろうと思う。委員会の進め方、採決のとり方について、こういうことを取り上げたらどうかと言っている。意見をおのおのが述べれば争点が少し見えてくるだろう。そこからさらに展開して自由討議をすればよいのではと考える。委員長は全ての委員に自分の意思を明確に出してもらおうことを、一つの取り決めとしたらどうかと言っている。

澁谷委員

つまり意見をそれぞれが言った後に、委員の誰かが自由討議を提案したら、自由討議に移る。もし声が出なければそのまま採決するということか。

岡本委員

そのとおりである。

澁谷委員

ということは、発言したことをもう一度自由討議しようということ、さらに対立する意見の方たちに発言を求めることになるのか。

岡本委員

そのとおりである。討議するということは、おのおのの意見をただ聞くだけでなく、問題点を出して協議しようということ。そういう場を持っていくべきだと私は思っている。

笹田委員長

この要領はまだ決まっていないので、各委員会でも自由討議みたいなものは行われている。各委員会で政策討論する際は自由討議でされていると思う。ただ、やっているところはやっているが、討議を明確にするために要領をつくりたいと思っている。

岡本委員

委員長が言われるとおりである。会派で持ち帰ったときに、産業建設では既にこれをやっていると言われた。私が入っている福祉環

笹田委員長

境ではどうかという、そうではなく従前どおりのことをやっている。そうであれば、おのこの委員会では足並みをそろえるべきではないかという意見が出たからこの場で発言している。

今までそういったことがあるので、結局ルールづくりのために要領をつくっておいて、委員会でも重要な課題については自由討議できるとつけ加えたらどうだという意見があった。

さまざまな意見があると思うが、自由討議は議論を闘わせるわけなので、討論とは違うので、議案でいうと彼は賛成だが反対の人が賛成の人に、反対してくれと闘わせるのがある意味、議案に対する自由討議だと思っている。今行われているのは討論なので。

テーマが決まれば、例えばはまだお魚市場をどうしようかなどのようにテーマが決まれば、私はこう思う、彼はこう思うというところで議論を闘わせることは可能だと思う。

そのように浜田市議会に合った自由討議のやり方を模索していく必要があるということで、この要領を議会運営委員会で考えていきたいし、皆にご意見を賜っていることをご理解いただきながら意見をいただきたい。

牛尾委員

委員長の言われることはよくわかるのだが、例えば今各常任委員会で課題を設けているいろいろなことをやっているが、それはモデルで行った市のありようとは少し違う。浜田市独自の、浜田市モデルになっている。自由討議もアバウトなところは決めてもよいが、実際にやっていく中で、めいめいの頭の中にある自由討議の定義は同じではないので、とりあえずやりながら問題点を出して修正をかけて、24名の議員がやりやすい自由討議を模索するほうが。あまり細かいところまで決めずにやったほうがよいのでは。どちらにせよ24人の頭の中は一緒ではないし、違うものが湧いたりする。自由に討議できる幅だけは担保したほうがよい。

笹田委員長

資料3の3ページの浜田市議会基本条例の自由討議による合意形成等の2項を読むと、議案や請願・陳情について合意形成を努めるために自由討議をしようとして書いてある。そのように思われている議員も多いのではと思う。牛尾委員が言われるような、自由な討議という観点から外れている気がする。

そういった意味でもやりやすいようにするのか、公明クラブが言われたように、自由討議は闘わせるわけなので、そういう題材については非常に重いため、しっかりしたものにしたほうがよいのではという会派の意見もある。それを含めて議論していただきたい。

牛尾委員が言われたのはとても重要な点だと思う。これはまだ、あくまでも案であり、まだ決まっていないので、この要領をやりやすいようにするのであれば、皆の意見を聞きながらやるべきである。

牛尾委員

自由討議はディベートではなく、相手がなぜそういうことを言っ

ているか、発言の根拠などを、議論を交わす中で理解し合うのが自由討議だと思っている。相手を屈服させるのが自由討議だとは思っていない。お互いの立場や主張を認めるといふ。闘わせるのはよいが、説き伏せるというのはいさし違ふ。まだ自由討議そのものが、これで100点という答えは持っていないのだから、そこへ行く過程をあまり絞らないほうがよいのでは。

柳楽委員

これまでも委員会の中で採決に入る前に自由討議があるかを確認しながらやっているが、議題が出てくるのは難しい。先ほど話があったように、委員会の中や全議員の中で執行部が計画されているような内容で、これについてはどうなのか、どういうものが本当によいのか、例えば資料館のときなど、私としたらそのことについてどのように考えているか、それぞれ意見を聞いてみたい、議論してみたいと思ったことがあった。そういう形のほうが、より実りがあるものになるのかなとは、ずっと思っている。

なかなか委員会の議案や、請願・陳情に関してはそもそも請願者・陳情者に意見を返さないといけなくて皆に意見を述べていただくようにしているが、運営的にどの程度委員会の中でできるのかと、私自身は思っている。

笹田委員長

恐らく皆も、どのようにしたらよいのだろうというところから始まっているので、明確な答え、考えが、会派でも出にくかったのだろうと推測する。

自由討議という先ほど闘わせると言ったが、自由に問題を出し合って自由に討論することとあるので、そこを基準として考えるのであれば、もう少し幅広く議員同士で話ができる環境のほうが、個人的にはよいかと思う。

そのほか、ご意見はあるか。

岡本委員

私も自由討議を重く考えている。しかしもっとラフに、おのおのの議員の考え方を出せる場が必要ではないのか。例えばそれを自由討議に入れ込むのであればそういう話になる。そうではなく別の中で何らかの仕組み、何らかのルールということであれば、私はそれでよいと思う。要は、議員が議員として意見を持って、それがもっといろいろな考え方や意見を聞いてそしゃくして、自分はこの方向で行こう、採決にはこういう加わり方をしようと、そうなるような仕組みが欲しい。

笹田委員長

議会基本条例の第11条「自由討議による合意形成等」というところからどんどんずれていく感じがする。そうになると、基本条例の改正が必要ではないかと思う。皆はどうお考えか。

今はあくまでも浜田市議会基本条例の第11条から要領をつくろうとしている状況なので、第2項で議案、請願、及び陳情というところで動き出しているところがある。そのあたりも含めて、今日はざ

澁谷委員

つくばらんに話をさせていただきたい。意見があればお願いします。

上位法は基本条例なので基本条例を変えないと、岡本委員の言うようにはできないのだろうと思う。視察させてもらった議会の話を聞くと、自由討議をしたい、しているということが初期の先進議会の基本条例に入っているので、どこもやってみたいと思って取り組んでいるのだが、ほかの議会もこれがこうだということまで到達しておらず試行錯誤である。基本的には国会が自由討議の法律をつくって始めたのだが結果的に廃止した。そういう流れの中で地方議会の自由討議のあり方はどうあるべきかを、委員長は提案されているのだろう。とにかくやり始めて一つ成果を出していこうという方法もあるし、ある程度のところは運営する委員長によって解釈が違って。自由討議という言葉はつくっているが、ほかから見たらそれは自由討議なのか疑問が出る場合も起こり得る。

ある程度やりながら期間を置いて、どうかということをもとめていかないと、今のままではそれぞれの思いが違う気もする。

笹田委員長

そのとおりで、皆おのおのの頭の中に、自由討議の中身が見えてない中のことなので、今そう言っていただければある程度考え方もわかる。牛尾委員の考え方も岡本委員の考え方も理解できる。

そういうところから、浜田市議会による自由討議とは何ぞやから始めないと、要領をつくるのは難しいかと委員長としては思う。

議長から何かあるか。

川神議長

この問題は、先ほど澁谷委員からも発言があったが先進地でいろいろな取り組みをしているが、明確にこういう形がよいというスタンダード形がない実感がある。何が問題かという、例えば委員間の意見交換と自由討議はどこがどう違うのか。言葉の解釈の問題で、ほとんどの議員の中に少しずつずれがある気がする。今回はよい機会なので、上位法である基本条例の中にあるので、その辺の問題も含めて自由討議とはどうあるべきかという、入り口論を改めて皆で再度考える必要もあるのだろうと思っている。

基本条例にある部分をすぐ変える、変えない以前に、入り口のところで皆の共通認識を図るための研修なり、そのための意見交換をする必要もあるのだろうと思っている。

討論でも討議でもよいが、最終的には今後起こってくる重要な問題に関して、委員の中でしっかり話をしながら、最終的には浜田市議会がより幅広い見識を持っていろいろな問題に対処できるための場でなくてはならないと思っている。

議論することで、自分たちの認識がより深まり、それによって今後の浜田市の課題に対して浜田市議会としてよい方向へ影響できるための場でなくてはならない、それを大前提としてどのような場の持ち方をするのか、皆で今から話ができればと思っている。

佐々木副議長

この議会運営委員会の前の打ち合わせでも、正副委員長と議長団とで議論させてもらったのだが、今いろいろな意見を聞いて、まさにいろいろな見識が出てきた。こういう形が非常によい意見交換、討議なのだろうと思いつながりながら聞いていた。その中で先ほど、国も討議を決めたがやめたという話もあった。いろいろ情報を聞くと、議員間討議をやったがどうも言い合いになって、よい方向にならないのでやめたという市町村もあるようである。先ほどから話が出ているとおり、より議論が深まる、岡本委員や牛尾委員が言われたような、意見が出しやすい、討議と言えないかもしれないがより委員会審査や本会議審議が機能する形になればよいと思う。

以前、議員定数をいかがするかということで牛尾委員長のもとで議論してきた中で、委員会内の発言数が少ないというデータもあった。これをいかに増やすかも個人的にずっと思っていた。そういう背景もあるので、これを解消するためにも何かしらルールをつくれれば、より委員会の機能・審査が充実するので、それを討議と呼ぶかどうかはわからないが、時間をかけて上位法から落としていくのではなく下からの積み上げからつくっていき、上位法を変える必要があれば変える、そういう方向性がよいと感じている。

笹田委員長

皆の意見を聞くと、自由討議のことを調べたのだが自由に問題を出し合い自由に討論することとある。やはりそういったことを推進すべきだということに感じているのだが。意見があれば。

牛尾委員

基本条例の11条なのだが、要するに合意形成を図ろうと思ってやるのだが、結果的には合意形成が図れない場合もある。だからそこに行き着く過程が大事である。もう少しこういう状況でいろいろな思いを出しながら自由討議そのものをしていって、うまくいくこととうまくいかなかったことが経験則として積み上がれば、やがて一つの形ができ上がる。ぜひそういう方向でやっていただきたい。

上位法には別段、反しないと思う。

三浦委員

11条、自由討議による合意形成となっていて、これは議案採決に向けたプロセスにおける議員間討議を「自由討議」と指している。例えば今、私が所属している総務文教委員会なら幼児教育について議論しよう、政策討論しよう、毎回議員間討議をずっとしている。これはここで言う「自由討議」に含まれるのか。

含まれるとするなら、要領の中にある議題のところ、議員の中から何について議論するかを発議というか提案して、その中でこれについて扱おうと合意形成して議論しているプロセスを踏んでいるので、それが当てはまらないことになる。

その整理はどのようにしたらよいのか。

下間書記

三浦委員が言われたように、今の例は自由討議だと思う。先ほど岡本委員が言われた、委員会の中でも自由討議に付すべき重要なも

のがあれば委員会の中でもできるように。なので今の要領を変えないといけないと思った。

要領案の第3条は、自由討議の議題は本会議及び委員会に当たっては、議員または市長が提出する議案、及び市民が提出する請願・陳情となっているが、委員会についても自由討議に付すべき重要な課題もあると入れないといけない。議案の可否を決めるものだけではない議題で自由討議はできる。

笹田委員長
芦谷委員

そのほか意見はあるか。

要領の中に自由討議をして何をするか、結論部分がないので。自由討議をして結論を得て広報に出すとか、提言にまとめるとか、そういった結果を示しておけばそれに向かって議員も認識するので必要かと思う。自由討議をして終わりというものもなきにしもあらずなので。

三浦委員

私は合意形成に向けてのプロセスで議員間討議をしようということなので、これはこれで意味のあることだと思う。今、常任委員会の中で政策討論をしていることが自由討議だとするなら、今それに対する個々の発言時間には制約が特段かかってないし、各常任委員会で政策討論している委員会開催時間も全て異なる。それをルール化するとかなり制約された自由討議になってしまうので、議案に対する賛否が分かれて、例えば予算案に大きく影響するといった場合には、その場で、これは重要案件ではないかと発議する場合には、いわゆるここでいう自由討議に該当するものだと思うのだが、各常任委員会で行っている政策討論については、自由討議でもあるし議員間討議でもあると思うが、このルールに縛られるものではないのかなと思う。そのあたりのすみ分けも含めて、自由討議に向けたルール、要領がつくられることは賛成だが、すみ分けしておかないと。ある部分では緩やかに、柔軟に、自由にといいながらも議員間討議に制約がかかってしまうことは、あまりよくないと思う。

岡本委員

常任委員会で意見を述べることについて、自分は賛成でいろいろなことを言っていたが、ほかの委員からこういう理由で反対だとの意見を聞いて採決のときに自分の考えが反対になるかもしれない。ほかの議員の意見を参考にすることも決定までのプロセスになるのだろうから、自由度はあってほしいと思う。芦谷委員の最後のところの発言は少し重いかなど。

牛尾委員
笹田委員長

宿題で、次回に決めるのはどうか。今日は頭を冷やして。

要領は今話しているところと違うところもあるので、要領案についても再度見直しをさせていただいて。正副委員長と事務局とで、今聞いた意見を配慮しながら案をつくらないと、皆が飲み込みできないと思う。そこからまた議論させていただきたい。よろしいか。

岡本委員

その足しとして、動議、発議であったり、2名以上とか、公明ク

- ラブは3名と言われたが私は1名でもよいと思う。そういう委員会のあり方によって変わってくるのだろうし、人数、時間のことも併せて提案していただけないか。
- 笹田委員長 一番自由な形で出そうかと思う。そこからルールを固めていかなとなかなか飲み込めないと思うので。最大限自由度を広げた状態で出させていただきたい。あくまで案として。
- 西川議員 今後の議論のために論点整理していただきたい。私もこの件については、議案の審議について採決前に議論する感じで受け止めていたので、通常の委員会の中で議員が討議するのは普通のことだと、別に考えていた。今は一緒になっているので、本来必要な、議案採決前の討論というのがはっきりしないのはどうかと思うので、その辺を整理していただいて次に進めていただきたい。
- 西村議員 私もベースにあるのは議案や請願・陳情に対してそれぞれが意見を述べる中で議員の認識が深まり、高まればよいと思っている。それがベースにあり、なおかつそれ以外の、例えば委員会の中で議論していたらあることに引っかかりが出てきて、それについて議論する状況になったのであれば、それはそれでまたよいのではと思っている。そういう自由度はあってよい。
- 笹田委員長 先ほど言ったように要領案を示すが、あくまで基本条例があつての要領なのだが、今回は基本条例を無視した形というか、関係なく今まで聞いた中で提案させていただこうと思うので、その辺もご理解の上、今度協議していただきたい。よろしいか。
- （ 「はい」という声あり ）
- 時間が迫っているが、続けてよろしいか。
- （ 「はい」という声あり ）

4 予算決算委員会の在り方について

(1) 提出された意見等について

- 笹田委員長 資料4を確認いただきたい。最初に各会派から提出された意見について補足説明があればお願いします。補足説明後に質疑があればお願いします。その後、各意見を一つずつ確認し、対応が3月の予算決算委員会から可能な事項と、引き続き検討する事項に振り分けたい。まず山水海からお願いします。
- 沖田委員 予算の取り下げ件数が多いと思っている。質問の件数や制限時間に制約を設けるのも難しいと思っている。重複する質問は会派間で調整するとか、ただ数字が知りたいだけなら窓口で聞いていただだけでも、取り下げが減らせるのかと思っている。
- 澁谷委員 窓口質問と当初予算の審査については取り下げが多すぎる。取り下げが多いとはどういうことか。着眼点は違うはずなので、それほど取り下げが多いのはどういうことなのかという意見があった。

あとは、要望が多いので質疑をしてほしい。一般質問である。

牛尾委員

委員長が大変丁寧な運営をされて、補正予算のときも例えば二つしか提案がないのに、質問がない場合に一人1件受け付けると読み上げられたりするのには丁寧過ぎるのではないか。当初予算ならまだわかるが、という意見があった。

聞けばわかるような窓口質問は控える。一般質問みたいに長くなれば委員長が制止する。もしくは、あまり個人で長くなるような人がおられる場合には議員の持ち時間をつくる。

また、通告はしていないが思ったのは、浜田市議会は会派制を取っているのだから、予算審査に向けて会派内で勉強会をしながら、各会派の中で一つずつ意見聴取したら、会派内である種の調整ができるのではないか。例えば僕らは四人会派だが、質問が重複したらこの質問はあなたに任せるといった調整が会派内でできれば、全体の時間は短くなるのでは。

芦谷委員

予算決算委員会の入り方は会派から言われたとおりである。私は決算委員会について会派で話をしたのだが、主要事項の報告は事実だけ、数字だけがあるので、ぜひこれは共有したいので、執行部から増えた理由、減った理由、考え方が少しあったほうが。議員での共有もしたいので各所管の担当をして、事実関係や結果についてのコメントがあれば、それを踏まえて質問ができるし、議論が深まると思っている。

柳楽委員

公明クラブからは特にない。

西川議員

予算決算では非常にたくさんの事業があるので、全議員が全事業を対象にすると効率が悪いと感じているので、過去にそうであったということがあるので問題になるかもしれないが、所管委員会の事業について担当する。そうはいつでも自分が注目している事業もあるので、所管委員会以外の事業については件数を決めてやるのはどうかと思う。

西村議員

補足はない。書いてあるとおりである。

笹田委員長

今の意見について何かあるか。

(「なし」という声あり)

では各会派の意見の対応について検討したい。最初に重複が見られる二件について確認したい。

重複しているのが「窓口質問を控えることについて」は山水海、創風会、公明クラブから出ているが、これについてご意見があればお願いします。

(「なし」という声あり)

これは周知してしっかり各会派、窓口質問は控えていただくということで共有していただけたらと思うが、それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

- ただ、窓口質問は線引きが難しいので、そのあたりは議員の質によると思うが、そのあたりもしっかり会派で議論していただきたい。
- もう一つが「個人一般質問になる内容を控えることについて」、質疑にならず要望が多いというところだが、山水海、創風会、未来から出ている。これについてご意見があるか。
- 澁谷委員　これが難しいのは、人の質問は一般質問に聞こえること。自分は平気で一般質問らしいことをそれらしく質疑しているところもあり、客観的判断が非常に難しい。
- 牛尾委員　簡単に「委員長が制止する」と書いてあるが、委員長が法律だとしたら、委員長サイドで一つの基本線にのっとって委員長の権限でやっていただく訓練をしてもらって、議員が育つ方向を見出してもらいたい。ぜひ、委員長に期待したい。
- 笹田委員長　そのほかあるか。先ほど澁谷委員からあったが、判断が難しいところもあろうかと思うが、要望となると質疑とは違うと思うので、そのあたりで委員長にお願いする形で、3月定例会議は進めていただくということよろしいか。
- （ 「はい」という声あり ）
- では、残りの意見について順次確認したい。山水海の2番「質問件数、時間制限は難しいが、あまり多くなるものについては各会派で調整が必要では」ということで、先ほど牛尾委員からもあったように、同じ会派で重複すると時間も長くなるため、そのあたりを調整したほうがよいのではないかというのが山水海の見解である。
- ほかの委員から意見があればお願いする。
- 牛尾委員　やるべきだと思う。
- 道下委員　せっかく会派があるのだから、予算審査の時間も十分配慮していけば、時間短縮できると思う。やったほうがよい。
- 柳楽委員　うちは会派二人で、重複する質問がないのでぴんと来ていないのだが、できればそのようにされると同じような質問にならなくてよいと思う。
- 芦谷委員　会派で調整したほうがよい。
- 澁谷委員　調整するのは、言葉としてはよいが現実問題としては一般質問の二日目の13時に締め切りになっているので、当然その前に打ち合わせしなければいけない。その辺を各会派が了解できるならよろしいかと思う。
- 笹田委員長　確かにあと九日後が締め切りなので、各会派の調整については難しいかもしれないが。
- 芦谷委員　一旦通告はして、その後通告書を調整する段階の中で各会派に持ち帰ってもらうのはどうか。
- 笹田委員長　それだと取り下げと同じ形になる。
- 牛尾委員　予算決算委員会そのものをコンパクトにしようと思うと、時間は

厳しいが会派制を取っているわけだから会派内で一度そういう時間を持つ。予算書の番号をもとに誰がどれをやるということをやっていると、この話は何回やっても同じ。何年たっても解決しない。ぜひ会派の責任をもって調整することを議会の中で決めていただきたい。

岡本委員

私も今お二人が言われたとおりで。このあとに話があると思うが取り下げが多すぎるというところに展開すると思うのだが、そういうことがあれば取り下げは増えると思うのだが、このことについては留意事項ということで。会派に持ち帰って検討したら取り下げることが起きることはあってよいと私は思っている。

笹田委員長

通告前に議論ができない場合ということなのだろう。できれば通告前に議論をしていただくことが牛尾委員が言われたように大切なことだと思う。今回初めてのことなのでどうなるかわからないが、努力義務ということでやっていただいて。予算決算委員長、副委員長、執行部には失礼なのだが、努力するということが最初、3月定例会議では始めさせていただいてよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのように進めたい。

山水海の3番、一般質問については先ほど出たので割愛させていただく。

創風会の2番、取り下げが多過ぎるということも先ほど話したとおり、差し控えていただくということで進めさせていただきたい。

創風会の3番、要望が多い、質疑してほしいというの、一般質問にならないようにということで、先ほど皆にご理解いただいたと思う。

創風会の5番、ここは皆で議論すべきだと思うのだが、質問しなかった議員に一人一問受け付けるという委員長の進行が丁寧過ぎるのではないかということについて、ご意見があればお願いします。

牛尾委員

そのとおりだと思うが、過去を見ているとベテラン議員がなるべく通告しないで一問だけ聞くという方もおられるのと、テーマによっては喧々諤々とするテーマがある。それを通告しない人が聞いて、これはぜひ言わないといけないという意味では、この制度は非常に有効だと思う。ただ、先ほど澁谷委員が言われたように、二人しか手を挙げていないような議案について追加の質問を募るのは問題があるというなら、その辺の線引きが難しい。これもどこかで決めればよいではないか。

笹田委員長

ほかに意見はないか。意見がないということは、丁寧過ぎるのではないかと思っているということでもよろしいか。

(「はい」という声あり)

となると牛尾委員が言われたように、調整が必要ではないかとい

- うことなのだが、いかにしようか。これを一気にやめていただくという手もあるし、澁谷委員が言われたように当初予算だけ受け付けるという話もあったが、そのあたりの意見があれば願います。
- 岡本委員 最後でいやこれはということが起きて発言されているのだろうと
思っているから、今までやってきたように委員長が進行の中で受け
付ける対応はよいのではないかと思います。
- 川上副委員長 質問をしなかった議員が最後に一問という形であるが、途中で疑
義があった場合、たくさんの方の意見を聞いた後に、質問通告が終
わった後で、もしかしたら聞いておきたいことがあるかもしれない。
そう考えれば議員は1回につき発言できるという形があってもよい
のかと。でないとな片や質問せず1回手を挙げて聞かれる。片や質問
はしたが他人の質問中に疑問が湧いたらもう物が言えない。そうな
ると不公平感があるので少し考えていただきたい。
- 笹田委員長 今の意見だと、気づいたことを質疑することだと思いが、
質問を通告している議員ができず通告していない議員ができるとい
うのも少しおかしいかとは思う。公平性に欠けるかと。これについ
ては難しいのだが、何か意見があれば願います。
- 柳楽委員 会派で話をしたわけではないので副議長がどう思われるか少し心
配だが、通告を出される方は予算書なりを見て質問して、ただ、質
問後にもう少し確認したいことが見つかってできない。私もそう
いうときがあった。それを考えると、全く出されてない方だけとい
うのは少し違和感があるように思う。
- 笹田委員長 ほかにあるか。ここでルールをつくること自体が難しいのかとも
感じるのだが。今の制度だと不公平感があるようなので、そのあた
りがクリアになれば。
- 牛尾委員 昔ベテランの議員がいたが、大体通告されず、重要案件は最後に
手を挙げてされるというスタイルだった。予算決算委員会の運営に
通告をしないということは、ある種協力しているということ。味方
になるが。しかし一問だけは自分の権利を行使する。そういう人も
いる。通告している人としていない人が公平ではないという考え方
もあるのだろうが、その考え方について僕はバランスが悪いと感じ
る。この件は難しいので、会派内で検討させてもらえるか。
- 笹田委員長 きちんとしたルールづくりとはまた違う話になっているので、会
派で話をしていただき、再度出していただくということによろしい
か。
- (「はい」という声あり)
- ということは3月定例会議においては申しわけないが、通常通り
やっていただく形になるがよろしいか。
- (「はい」という声あり)
- では次、未来の1番だが、これも先ほど一般質問のところで委員

長が制止することでまともなものであるのを割愛させていただく。

超党はまだ決算について。これについてご意見があれば願います。決算審査は9月なので、まだしっかり議論する必要があるかと思うが。意見はあるか。

意見はないようだが、これは議会として執行部に今後お願いしていくということよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのように。事務局。

下間次長

一つ確認なのだが、今の話で、通告をされていた方の質疑を聞いて疑問点が湧いて通告されていない議員が質問するというパターンと、通告を全くされていない方が、通告が出てもない違う事業を質問されるときがある。執行部は通告が出てない場合は本来待機しなくてもよいのだが、最終的に通告を出していない方が何を質問するかわからないので、そのために待機しなくてはならなかったり、ずっと待っていたりすることもある。それも今回はオーケーということか。

笹田委員長

何か意見があるか。気づいた点で質問するということは、ある程度質疑があってからの話だと思うのだが。

柳楽委員

先ほどの話でもあったが、ほかの方の質問を聞いている中で、まだ自分としてはよく理解できない部分があった場合だけ、ということにしたほうがよい。

笹田委員長

そのような意見が出たが、今回はそれでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそういった形で。質疑があった点のみ一件受け付けるということで、3月は進めていただく。よろしく願います。

次、西川議員の意見について。所管委員会が担当するという案について意見があるか。

澁谷委員

これは以前の分割付託と同じ理屈なので、それを是正して今全員でやろうとしている。逆行するのではという印象を持つ。

笹田委員長

以前こういう形でされていて、それを是正して今の形に至っている。今回については従来どおり進めるということよろしいか。

(「はい」という声あり)

では、西村議員からの提出案について意見があれば願います。これも決算について。

西村議員

どの程度以前だったか記憶が定かではないが、決算委員会は各常任委員会から三人ずつくらい出て特別委員会のような形で審査していた。それがよい悪いということではなく、そのときには今と何が違ったかという、各委員が意見を出すのだが意見がゼロという人はいなかった。しかも出した後、例えば意見を三つくらいに集約できるということで、集約していくわけだが、その過程で九人なら九人の委員が、出た意見をもとにどういう形にまとめていくかという

岡本委員

ことで、結構時間を使って中でもんでいた気がする。今はそうではなく、紙に書いて意見を出したらそれをまとめて正副委員長が、再度集めたときにこういう形でまとめたがどうだろうか。まとめる段階で議論がなされていない。それこそ自由討議がなされていないようで、非常に気になっている。まとめに深みがない、共通認識が足りない。以前との比較でいうとそういう気がする。要するに、もう少し意見を集約する過程を深みのある形にするにはどうしたらよいかと考えて、この方式を提案した。意図はそこにあると捉えてほしい。

西村議員の話を聞きながら、何人かがというのは決算委員会のことだと思っている。決算委員会では検討をして一言一句をいろいろな形で調整した。今は予算決算を全部くくってしまったのでこういう問題が起きたのだろう。

確かに予算委員会の報告が非常に薄いと思っている。西村議員が言われる形は、意見が出やすい、意見が吸い上げられる環境が必要なのだろうと思う。

牛尾委員

西村議員はベテランで議会改革の流れは頭に入っているはず。全国市議会議長会も言っているように予算決算は一体であり、予算をやるメンバーと決算をするメンバーは一緒でないと、予算決算を一体的に見られないから、予算決算常任委員会をつくったわけである。

本筋から個々の追求度が足りないのは議員のレベルであり、システムがおかしいとの指摘は全くの的外れである。逆行した意見である。

澁谷委員

僕は西村議員の意見はもっともだと思う。自由討議のところでは言ったが、その方式を取っている福知山市議会は、附帯意見ではなく終わった後に集まって全議員で総括して政策提言にまで持っている。恐らく西村議員はそういう意味も含めて、内容を高めようということをおられるのだろう。その考えに全議員が納得するなら、24人はあまりに多いので今は常任委員会という西村議員の提案だったと思う。実際には附帯意見より提言のほうが執行部への発言力は高まるので、いろいろなやり方を検討する価値はあると思う。

西村議員

誤解があるように思うのであえて発言させていただきたい。私が今提案している中身は、三日目までは今のスタイルと同じである。全員が集まって全ての分野で質疑をする。四日目の段階で、各常任委員会に分かれて三日間の討議の中身を反すうしながら、どこに問題点があるのか三常任委員会でそれぞれ指摘というか問題点を出し合う。それでもう一度全体会を開いてその中で各委員会から出た意見、あるいは集約した意見を持ち寄り、全体でもう一度議論しようということ。

最初から最後まで常任委員会に分かれて決算をしようという提案

笹田委員長

ではない。読めばそのように読めると思う。

決算についてはまだ時間があるので、次回に。超党はまだから出た意見も絡むし、西村議員からの意見も含めて、会派に持ち帰って議論していただいて、また協議したいと思う。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

下間次長

では、全ての意見に対しての取り扱いについて協議を行った。3月定例会議から対応できる事案を事務局から説明してもらいたい。

窓口質問は控える、一般質問にならないようにするというのは、議員個人個人にお願いしたいことと、2番目が質問が重複することが多いので会派内で調整し、努力義務としてやっていく。3番目に私から言わせていただいた、通告を出してない議員が、今までは担当委員会における会計ごとに通告しなかった委員の質疑を一人につき一件のみ許可するルールにしていたので、何でもありだった。しかし、何でもありではなく、すでに質問が出されている事業についてのみ許可するというのでよいか。それは会計ごとにやっていくということよいか。

三浦委員

通告してなかった委員のみ、それまでの議論でこれと思う点に対して質疑をしてよい。ほかの項目について通告していて、通告してなかった事業に対して疑問が湧いたとしても、通告しているからできないとなる。これは矛盾してないか。

下間次長

そこを決めていただけたらよい。

三浦委員

なので、今のルールの意味合いと、配慮された後の意味合いが少し違ってくるのではないかと。そこをどう整理するのか疑問である。

笹田委員長

通告している人でも、通告があったところで自分は通告していなくても、通告している委員がおられてその質疑から湧いた疑問点があれば質疑ができるかどうか。意見があればお願いします。

川上副委員長

そういうこともあり得るかもしれないので、ぜひそれはルール化していただければよい。

岡本委員

三浦委員が言われるやり方をしたら、もっといろいろな意見が出る可能性がある。もともとそれについて意識があるから質問するのだから、責任を持って下げないとおかしい。

三浦委員

であれば通告ルールに従って、通告してない議員は、議論を聞いた後で質問するのはルールに矛盾するので、どちらか整理したほうがよいのでは。

柳楽委員

先ほどもそういう話をしたが、例えばそれ以上に質問したいことがあったとしても、それは最終的には窓口へ行って担当職員に確認できると思う。そう言えば全部の質問がそうなるのだが。そこはそういう形を取っていただき、今の時点では質問通告されてない方は質問できることになっているが、最終的にはそれもなしにするほうがよいのかと思う。

岡本委員

私はそのほうがよいと思う。そうすると各委員は、何らかの形で質問しなければいけない意識になるだろうし。その形で私は賛成である。

牛尾委員

このやり方を検討したときに、どうしても新人とベテランといるから、その議員の視点では通告を考へてもそこまでは及ばないことがある。複数の質問を5人して、議席順に質問をするから議員の経験の差も出てくる、質問の通告に。例えば5人が質問をしたとして、本当に確信を突く質問をしなければいけないのに、5人のうち誰もそこを突いてない場合に、今までの例では通告してない議員が手を挙げるといふケースが結構あったため、それを意図して最初は今のようないシステムをつくった。

笹田委員長

新人もベテランもルール上は関係ないので、先ほど言ったように質問してない方だけでなく通告している方もそういう形で、通告していないところが通告があつて、最後に聞きたいところは認めないと、岡本委員が言われたように、それなら最初から通告しておけばよいだけの話になってくる。

将来的にはもっと議論する必要があるのだが、今回に限っては両方認めるということだ。

(「認めない」といふ声あり)

認めない、では一切認めないといふことか。

古森局長

認めるといふことは23人全員が、通告していようがいまいが一回はできる。認めないといふことは通告してない人は一回もできない。どちらにするかの選択だろうと思つていたのだが。

笹田委員長

では、決を採りたい。通告がなかった場合、今回から、しないほうがよいと思ふ方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

賛成多数のため、3月定例会議からは通告しなかった委員は質疑ができないといふことで理解していただきたい。質疑したい場合は必ず通告していただかないと質疑できない。よろしくお願ひする。

それに関連づけて、補正もそうだが、挙手しない場合は後も認めないといふことでよろしいか。

(「異議なし」といふ声あり)

補正の場合は事前通告制ではないが、番号で挙手した委員しか質疑ができないといふことで、議会運営委員会で取り決めたいと思ふがよろしいか。

(「はい」といふ声あり)

古森局長

今日配つた「予算決算委員会の流れ」といふ資料で、担当委員会における会計ごとの通告しなかった委員の質疑を一人につき一件のみ許可するといふ項目があるので、これは削除させてもらふ。

下間次長

3点目としては、通告してなければできないといふことで。これ

を今回やってみて、やはりいろいろ不都合があれば変えるか、この方針で6月もやっていくのか。

(「6月も継続」という声あり)

了解した。

笹田委員長

3月からはこういった形で、よりよい予算決算委員会になるよう進めていきたい。この案については議会運営委員会から予算決算の正副委員長にお伝えして、委員会を進めていくようお願いする。

今回のことは各会派で共有していただくようお願いする。よろしいか。

(「はい」という声あり)

5 その他

(1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

- 【対象】ア 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合
イ 浜田地区広域行政組合
ウ 浜田市都市計画審議会
エ 浜田市土地開発公社

笹田委員長

係長から状況報告をお願いする。

近重書記

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

それではお願いする。今の説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

笹田委員長

説明をお願いする。

近重書記

例規改正についてお伝えする。突然で申しわけないが二件、会議規則と委員会条例での改正を行う予定にしている。これは先般新聞報道でもあったが、欠席の事由に出産規定、もう少し詳しく規定すべきではないかというのが、政府与党から要請された議長会において、標準会議規則などの改正案を全国の県議会・市議会に流した。それを受けて、こちらでも改正案を作成し、できれば最終日の本会議で議会運営委員会からの提出を予定させていただければと思う。

その前の議会運営委員会で改正案をお示ししたいと思っている。

笹田委員長

意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ほかに委員から何かあるか。

岡本委員

会派代表質問の山水海の取り組まれる内容について、二人でされることについて別に規定がないことは認識しているが、このたびの個人一般質問もそうだが、時間制限して配慮しようということをやっている中で、二人出る。会派代表の二人の持ち時間の扱いはどうなるのか。まず二人でやらなければならないのかお答え願いたい。

別に理由がないなら、ないでよい。そう受け止めるだけなので。

笹田委員長
古森局長

今後どうするかという話だけ。

ルール上は問題ないはずだが、局長。

はい、ルール上は。ルールがあるのは時間制限だけなので、時間内に何人で分けてされるかは各会派の裁量による。

岡本委員

時間はあそこに立たれて、しゃべって一人が終わり、帰られて、次の人が立つ、発言する、終わる。要はつなぎの部分の時間の扱いはどうなのか。

古森局長

昨年も二人でされた。最初の方がしゃべられるときにそばで待機されていて、交代時間は質問時間を含めて対応した。今回も同じ考え方である。

岡本委員

そういうことであれば理解した。私が言いたかったのは、コロナ禍で時間を短縮しようと言っているのだから、会派代表質問の中でも少しそういう配慮があってもよいのかと思った。二人でやる必要があるのかと。交代時間など疑問だったので質問した。

笹田委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では確認のために次回の日程についてお知らせする。次回は3月1日の個人一般質問終了後に開催する。議題は追加提案についてと、陳情審査一件について、先ほど議論した自由討議について、予算決算委員会のあり方についてを予定している。

最後にお願いだが、本日の内容については会派で共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 43 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓